

県南広域振興局長告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成30年10月30日

県南広域振興局長 細川倫史

- 1 路線名 396号
- 2 供用開始の区間 遠野市宮守町上宮守18地割5番2地先から下宮守5地割11番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年10月30日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部遠野土木センター
  - (2) 期間 平成30年10月30日から同年11月30日まで